茶業経営向上活動事業
消費宣伝活動等経費助成　実施要領

１　目的

（一社）鹿児島県茶生産協会（以下,「生産協会」という）は，国内外において本県産茶の消費宣伝活動等を実施する会員に対して経費の一部を助成し，かごしま茶の消費拡大を図る。

２　助成対象者

（一社）鹿児島県茶生産協会の会員（以下,「会員」という）

３　助成の対象となる活動

新規の消費宣伝活動等

〈商談会・展示会等への出展，広告宣伝（チラシ等の作成）など〉

４　助成額

助成額は，１対象者につき，予算の範囲内で，200 千円を限度額として，経費の１／２以内を助成する。ただし，実施期間内に１回限りとする。

５　実施期間

１月１日から11月30日までの間とする。

６　助成金交付申請

助成金の交付を希望する者は，生産協会が指定する日までに，消費宣伝活動等経費助成申請書（様式第１号），活動計画書（様式第２号），支出計画書（様式第３号）を市町茶業振興会及び地区茶業振興会を経由して生産協会会長に提出する。

なお，活動が終了している場合は，消費宣伝活動等経費助成申請書（様式第１号），実績書（様式第６号）及び収支決算書（様式第７号）を提出する。

７　助成対象者及び助成額の決定

助成対象者及び助成額の決定は，生産協会理事会において行う。なお，予算額を超える申請があった場合は，他の助成金等を受けていない活動等を優先する。

８　決定の通知

生産協会会長は，助成対象者及び助成額を決定した場合は，様式第３号により地区茶業振興会及び市町茶業振興会を経由して申請者に通知する。

助成金交付申請の際に活動が終了していた者は，決定通知を受けた後，助成金請求書（様式第８号）生産協会会長に提出する。

９　活動内容の変更

助成金の交付を受ける者で，活動の内容等に変更が生じたときは，速やかに，変更活動計画書を市町茶業振興会及び地区茶業振興会を経由して生産協会会長に提出する。

10　実績報告

助成金の決定通知を受けた者は，活動終了後速やかに実績報告書（様式第５号），実績書（様式第６号），収支決算書（様式第７号），助成金請求書（様式第８号）を市町茶業振興会及び地区茶業振興会を経由して生産協会会長に提出する。

なお，実績報告書の提出期限は，12 月 10 日とする。

11　助成金の交付

生産協会会長は，実績報告書及び収支決算書の内容を確認した上で，助成金を交付する。

12　その他

この実施要領は平成２８年５月１８日から適用する。